

# 会 議 要 録

【事務局】

総合政策部復興支援課  
教育委員会生涯学習課

会議名 大洲市地域自治組織再編方針説明会  
日 時 令和5年10月26日(木) 14:00~16:23  
場 所 大洲市役所2階大ホール  
出席者 自治会長 30名(公民館長兼務6名、代理1名含む)  
公民館長 17名、分館長 12名(代理1名含む)  
大洲市・事務局 24名(関係部署12名含む)  
傍聴者 2名

議事内容(要旨)	
1 開会 2 市長あいさつ 3 説明・質疑応答	
自治会長	<p>地元説明会を踏まえた上で、3点ほど質問がある。</p> <p>1点目は、現在、分館に管理人がいない。今度、センターになった場合、スマートロックはいつ頃導入されるのか。それまでは管理人を配置していただきたいがどうなるか。また、現在、管理人が配置されている地区は、令和6年4月からは廃止にするのか、期限は設けながら廃止をする方向なのか。すべての地区でスマートロック導入となるのかをお聞きしたい。</p> <p>2点目は、避難所の運営について、当地区の範囲の避難所は5ヶ所あるが、今回追加されると6ヶ所となる。自治会の役員も限られているが、どの場所に力点を置いたらいいのか。人数割り当てはどうなるのか。市が指定する運営従事者について委嘱状のようなものがあるのか。また、従事者には1日当たり4,400円の手当支給となっているが、例えば、半日の4時間のような柔軟な対応ができるのかをお聞きしたい。</p> <p>3点目は、直営及び指定管理にかかわらず、センター職員の人数を基準以下とする場合は、50万円又は25万円となっているが、この適用はいつからなのか。例えば、来年から2.5人を1.5人とした場合、50万ということになるのかをお聞きしたい。ただ、1人当たり50万円は少ない気がするが、この金額の算定根拠をお聞きしたい。</p>
事務局	<p>まず、管理人の関係について、現在、4つの小中学校の屋内運動場と1つの公民館で、スマートロックの実証実験を行っている。その結果を踏まえて、どのように導入を進めるかを検討していきたいと考えているが、もし、来年度設置することになった場合には、その場所については、令和6年度中にスマートロック及びそのベース</p>

	<p>となる施設予約システムを導入していきたいと考えている。それまでの管理人の配置の要望については、スマートロックの導入、又は現状の体制で進めさせていただきたいので、令和6年度は、現在、管理人を配置している施設は、現状の体制として管理人を配置することで考えている。</p> <p>また、当初、可能であれば全ての施設にスマートロックを導入したいと考えていたが、地元説明会において、意見を伺う中で、それぞれの地域で、管理人がいなければできない業務があることが分かってきたので、それぞれの地域の実情に応じて設置するのかわからないかを十分考えていきたい。現時点では、全ての施設がスマートロックに置き換わることはないのではないかと思われる。</p>
事務局	<p>市の指定する避難所については、市の職員を予め設定をして避難所を開設することとしているので、市の職員が赴き、開設等の運営に当たることになる。ただ、災害の規模、長期間に渡る場合は、地域の自主防災組織の援助も必要となるので、協力をお願いしたい。委嘱状については、市の職員が当たることにしているので、今のところ委嘱は考えていない。</p> <p>また、手当は、8時間4,400円で考えているが、4時間又は時間単位などの場合もあるので、現在、近隣の市町の状況調査、情報収集をしているが、夜間手当の割増の意見も伺っているので、その辺りを今年度末までにはお示しできるよう検討したいと考えている。</p>
事務局	<p>基準以下の職員数の場合の交付金加算は、条件が整っていれば、令和6年4月からの適用となる。加算額の算定根拠は、フルタイム及びパートタイムのそれぞれの人件費相当額の2割程度で算出した金額である。金額的に低いとの意見もあるが、今後、地域自治組織の再編方針に基づいて事業を進めていく中で、意見等を伺いながら適宜、対応をしたいが、当面はこの額での対応させていただきたい。</p>
自治会長	<p>避難所運営における手当の支給対象は、市が指定する避難所の運営従事者とするところになっているが、従事者の招集など、現場で誰が指示をするのか。100人や200人が一度に押し掛けても手当の支給に影響があるので、その辺を明確にしていきたい。</p>
事務局	<p>災害の規模等によっては、長引くこともある。1つの避難所に多くの避難者が来た場合は、市の職員で対応しきれないこともある。収容しきれない場合、基本、市が指定する避難所としているが、そのようなケースは、別に市で考えていかなければならない。それらも検討課題であり、引き続き、周辺自治体等への聞き取りや検討はしているが、できるだけ早く明確な回答ができるようにしたい。</p>
自治会長	<p>全ての自治会に関係することだが、今後、施設管理の責任者をセンター長が努めることになるが、長期の休館となる時に、例えば、水道や電気設備に不備があり、大量の水を流失させた場合の責任は自治会が持つのか、市が自治会に委託した責任を取って、市が責任を持つのか。初めから全て市が責任を持つことで考えていただける</p>

	<p>のか。そのような問題があることを認識しておかなければいけないが、市として、どのように考えているのかお聞きしたい。</p>
事務局	<p>指定管理者制度を導入する際には、市と自治会との間で負担の区分をする。そのような中で故意過失が一部あるのであれば、自治会の責任の可能性はあるが、故意過失の行為がなければ、市から直接請求することは恐らくない。ただ、ケースによっては、当然対応が変わるので、現時点ではこのような回答である。今後、4年後の指定管理者制度の導入に向けて検証を進める中で、不安な点などについてお答えができるような形で、改めてお示ししていきたい。</p>
自治会長	<p>証明書の発行について、郵便局委託の検討とあるが、例えば、郵便局のシステムの中に代金引換郵便があり、郵便切手や代金引換手数料、証明手数料を含めて1,000円程度になるが、この方法も検討していただきたい。</p> <p>地域振興一括交付金については、現在の公民館の会計では、請求書及び領収書が必要であるようだが、店によっては、請求書を発行してもらえない場合がある。その場合、事前に現金を用意して、翌日などに品物を購入するが、時間差があるため、監査に指摘されると職員から聞いたことがある。その辺りの解説をお願いしたい。</p> <p>また、監査について、組織の再編によって、各自治会が受け入れる金額が大きくなる。自治会で監査は行っているが、金額的な点から市の特別な監査の体制、自治会から監査をお願いしたいという場合には、それに対応していただけるのか。</p>
事務局	<p>証明書発行業務について、市としては、令和6年度からの指定管理モデル事業により、窓口の証明書発行業務を廃止する地区において、再編方針（案）で示しているとおおり、センターでの申請や取次サービス、また、一定の要件を満たした場合の職員による宅配サービスでの実証を行い、課題等を整理させていただきたい。そして最善のサービスが提供できるよう、確立していきたいと考えている。</p> <p>提案のあった郵送による代金引換、いわゆる代引制度の方法については、本人の成り済ましなどの不正請求をはじめ、手数料もかかるなど様々な課題があるので、他の市町の取組状況等も調査しながら、郵便局の委託の検討も含めて、引き続き、調査検討を進めていきたいと考えている。</p>
事務局	<p>事前に現金を用意する資金前渡に関しては、市の会計規則で帰庁後5日以内に精算しなければならないと定めている。その日に精算することが物理的に困難なこともあることから、領収日と精算日が異なることは問題ないが、なるべく早い日で精算をお願いしたい。</p> <p>監査体制については、地域自治担当課に職員を適正に配置し、その職員がチームを組んで、定期的に自治会を訪問し、実地検査の実施を行っていきたくと考えている。自治会の要請があれば、随時対応していきたい。</p>
自治会長	<p>回答のあった帰庁後5日以内ということが浸透していないのではないか。今後、センターに移行した場合でも同じような流れでいくのであれば、その流れをきちんと担当者に知らすべきではないか。</p>

事務局	会計実務の手引きや市の会計規則など、改めて職員に配布・周知していきたいと考えている。
公民館長	これまでの資料には、管理人の現状維持が記載されていなかったが、今の説明の中では現状維持となっている。もう一度、管理人について説明をお願いしたい。
事務局	現在、スマートロックの実証を行っている中で、正直難しいという部分がある。また、地区説明会の中でも施設を適切に管理するにはそぐわないのではないかと意見もいただいている。そのような中で、最終的な判断は来年度になって決定させていただくが、それまでの間は、現状の体制で整理をさせていただくということである。
自治会長	<p>スマートロックについて、実証実験を行っているが、地域の事情に準じた形で対応していきたいとの説明であった。本地区としては管理人の配置を希望する。それは、先日、子どもが迷子になったが、管理人が発見した経緯がある。やはり職員が不在の土日など様々なことが発生するため、行政として運営を地域に任すのであれば、管理人が地域の責任者に連絡できるシステムとして、また、地域と密接した組織運営をみんなで作り上げるため、管理人の配置が必要であると考え。</p> <p>スマートロックを導入した場合、土日などの休みに連絡が取れず、連携が図れない中で、地域運営ができるのか疑問であるため、地域を重視し、機械的なシステムを導入しない形でお願いしたい。</p>
事務局	冒頭、スマートロックを導入し、管理人を配置しないと答弁したが、現在、管理人を配置しているから引き続き配置してほしいという考え方ではなく、地域の実情よっての必要性といったところを考え、管理人やスマートロック又はそれ以外のことがあれば、十分検討していきたい。
自治会長	自治会の中に生涯学習機能を移行することになるが、現在の公民館事業を全て自治会に移行することは難しい。少しでもスリム化したいが、必ず移行しなければいけないものがあるのか教えていただきたい。
事務局	地域の学び事業としては、人権同和教育や青少年健全育成に資する事業、健康づくりなどの健康寿命の延伸に繋がるような事業についてお願いしていきたいと考えているが、現在、一定基準の作成に向けて、関係課と調整しているので、改めてお示ししたい。
分館長	<p>施設の名称はコミュニティセンターで、愛称をつけても構わないとのことだが、自治会館でも構わないのか、公民館は駄目なのかをお聞きしたい。</p> <p>次に、証明書等発行業務の新たなサービスの中に、郵便局委託の検討とあるが、この検討は現在どの程度進んでいるのか。3年後、4年後の導入が可能なのか不可能なのか、その見通しはどうか。</p> <p>次、道路環境整備交付金の回答によると、市が依頼している全ての路線ではなく、通行に支障がなければ、一部の路線の草刈りで構</p>

	<p>われないとのことだが、現在、交付されている金額が増減することがあるのかを伺いたい。</p> <p>次、センター長は、指定管理後に施設管理責任者となるようだが、常勤ではないので、現在の公民館長とあまり変わりはないと思うが、その理解でよろしいのか。また、職員が業務のために、私用車を使用する場合は、市内旅費を支給するとの回答があったが、どういふ場合を想定して、この形になっているのか。</p> <p>次に、市政懇談会について、基本を2年に1回とするが、自治会の意向により、それ以下での開催を可能とするところがあるが、それ以下というのは、1年に1回なのか、3年に1回なのかの説明をお願いしたい。また、テーマがない場合は、2年に1回が3年に1回、4年に1回となるのか。市の主要施策の説明を聞くだけでは駄目なのか。</p> <p>次に、各種地区組織機能の自治会移行検討の中で、人権に関する取組発表があるとのことだが、研修への参加や発表の要請はこれまでと同様をお願いされるとして、誰が研修に参加したり、発表したりするのか、センター職員が行うようになるのか。</p> <p>最後に、広報おおずなどで、この再編の周知を6回ほどされているが、証明書発行業務が無くなることを説明していない。プラスの面の説明はあるが、マイナスの面は一切ない。それはあえて伏せてあるのか伺いたい。</p>
事務局	<p>公民館を愛称にしてよいかということについて、基本的には自由ということを示しているが、住民に誤解を招くのではないかと心配する。従って、今回、コミュニティセンター化という新たな制度として示しているのだから、差し支えなければ、できるだけ避けていただきたい。</p>
分館長	<p>問題はないということによいのか。</p>
事務局	<p>愛称でつくのは問題ない。</p>
事務局	<p>郵便局の検討について、先般、郵便局から、法改正に伴って郵便局で受託することができる地方公共団体の事務について説明を受けた中で、交付できる証明書の種類も聞いている。それを基に現時点では、昨年度の各連絡所での交付実績によって、どの程度の経費がかかるのかを見込んだ資料を現在作成している。これを庁内関係各課で協議をし、最終的に郵便局に持ち込み、費用の見積りをいただくという流れになっている。その経費も含めて、サービスや経費について検討をし、最終的な判断を行う流れになる。見通しとしては、来月早々には庁内の関係各課での協議をし、それをもって郵便局と協議を進めていきたい。現時点での進捗状況と今後の見通しについては以上である。</p>
事務局	<p>市道の草刈りに関して、示している金額の積み上げが、地域の該当する市道沿道全てを賄えるものとは考えていないので、地域の皆様の支障になる所だけを実施していただくことで増減があると考えてはいない。</p>
事務局	<p>私用車使用の想定は、イベントをする際の買い出しや入出金のた</p>

	<p>めに金融機関に出向く場合など、また、本庁での定例職員会や研修会等に参加される場合を考えている。その場合に距離に応じた市内旅費をお支払いする。</p> <p>市政懇談会について、元々4年に1回で提案していたことが、2年に1回での開催をお願いしたいという意見を踏まえ、2年に1回としたもので、それ以下というのは、3年に1回、4年に1回での開催も可能であるとするものである。また、地域でテーマを考えることが難しいのであれば、市政のことをテーマにして説明、意見交換をさせていただきたい。</p>
事務局	<p>人権に関する取組については、自治会の中の例えば、生涯学習部会の中で人権啓発の学習会などに取り組んでいただきたいと考えている。新たな自治組織になっても、人権同和教育については、引き続き、国民的課題である人権問題への意識を高めていく活動を行っていただきたいと考えている。</p>
事務局	<p>証明書発行業務については、指定管理者制度に移行する際の変更となる。具体的にその仕組みが説明できる段階ではないので、記事にしていなくてもいい。今後、具体的になれば、皆様に周知できる記事として掲載させていただきたい。</p>
自治会長	<p>当地区には公民館の建物がなく、別の施設の一部を間借りしているが、自治会と公民館組織を統合させ、コミュニティセンター化とするのであれば、使いやすい施設としての整理をお願いしたい。このような状態であれば、住民としては分かりにくく、特に災害時には大変な問題が起きるので、自治会の権限によって利用できる施設としていただきたい。</p>
事務局	<p>他にも同じような地区がある。現在、使いやすい施設となるよう調査しているので、改めて整理させていただきたい。</p>
公民館長	<p>新たなサービスについて、コミュニティセンターでの申請と取り次ぎということは、窓口で交付はしないという意味なのか。</p> <p>あと、地元説明会の意見・要望等に係る対応・回答の資料があるが、この資料の説明はないのか。</p>
事務局	<p>証明書発行業務を廃止する地区において、取次ぎサービスを行うという考えである。基本的な流れとしては、市民の皆さんがセンターに来て申請書に記入し、センターから市民課又は税務課にファックスを入れ、市民課の職員が内容をチェックし、証明書を発行の上、郵送する形にしたいと考えているので、即日交付とはならない。戸籍証明の取扱いについては法務局の管轄のため、現在、法務局と協議をしている。</p>
事務局	<p>意見・要望等に係る対応・回答を説明することはしないが、その中で再編方針（案）に影響が出てくるものを抜粋した資料に基づき、説明をさせていただいたものである。その資料は時間がある時にお目通しさせていただきたい。</p>
公民館長	<p>対応・回答の資料の中に、事務室がない施設や狭い施設は5年度で設計・改修等を行う。改修方法等によっては6年度の完了となる場合があると記載されているが、現在、どのような状態になってい</p>

	<p>るのか、分かっている範囲で教えていただきたい。当公民館も机4つ配置すると導線が確保できない状態である。コンクリートの建物であり、建築基準法の関係で内部の改修は難しいと考えるが、増設を含めて検討していただきたい。</p>
事務局	<p>事務室の改修については、施設に事務室のない施設もあり、その施設の調査・設計を入れ、できるだけ早い時期に整備ができるように進めている。</p> <p>このことは、事前に全ての公民館に対し、指定管理移行を見据えて、事務室に机を4つ配置できるスペースがあるかどうかの調査をした。意見のあった公民館については、専門の業者が現地で調査した結果、構造上、内部を改造したり、増築したりすることができないとのことで報告を受けている。そこで、一回り小さい事務机を4つ配置する方向で検討している。</p>
公民館長	<p>検討していただくことはいいが、無理は申し上げないが、できれば広げていただきたいというのが希望である。</p>
事務局	<p>再度、専門の業者と現地を見させていただきたい。</p>
自治会長	<p>自治会の会計をセンター職員が担当する項目があったが、今回の資料を見たら、会計を誰が担当するのか、どこが担当するのかが書いていない。センター職員が担当することでよろしいのか。</p>
事務局	<p>自治会の会計は、センター職員、自治会の事務局となる会計年度任用職員で担っていただく方向で調整をしている。</p>
自治会長	<p>調整ということは、決まってないということか。</p>
事務局	<p>自治会の事務局であるセンター職員に会計を担わすということになる。</p>
自治会長	<p>これまで行ってきたことを円滑に進めるためには、やはり職員の確保が必要となるが、なかなか地元での雇用ができないという状況になっているので、間違いなく優秀な職員を市の公募で選んで、確保していただくことを是非お願いをしたい。</p>
事務局	<p>再編方針が決定したら、フルタイム職員を何人、パートタイム職員を何人雇用するのかを自治会宛に調査させていただいた上で、募集していきたいと考えている。なるべく多くの方が応募していただけるように市としても努めていきたいが、自治会の皆様の協力もお願いしたい。</p>
自治会長	<p>新規採用のセンター職員に対して、2月あたりに研修会が行われるのかお聞きしたい。</p> <p>次に、センター職員の給与について、154,600円とあるが、例えば、市と同じように俸給表があり、毎年上がっていくという形になるのか。市の会計年度任用職員は3年でリセットするが、指定管理になれば、例えば10年、15年勤めることはあり得る。その場合、最低賃金が上がれば、その流れで上がっていくのか。センター職員の給与が上がることになると、地域振興一括交付金の人件費相当額も上がるのかを確認をしたい。</p> <p>また、センター職員がセンター長を兼ねる場合は、175,300円とあるが、個人的にはセンター長をセンター職員が兼ねることは非常に</p>

	<p>難しいことになると思う。ただ、複数のセンター職員の中で、やはり代表者を決めるべきではないのか、その代表者には、154,600円に手当的なものをプラスしないといけないのではないかと考える。例えば、定例職員会にセンター職員が輪番で行くのは、全体的には良いかもしれないが、一つの決め事を遂行するに当たっては、あまりよろしくない方法ではないか、そのところを確認したい。</p> <p>最後に、センター職員の人事異動、例えば、別の地域で勤務してみたいということがあれば、異動も可能なのかをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>多くのセンターで新たな職員が採用されることになるが、1年目は引継期間として、公民館主事が引継ぎをしながら、様々なことを教えていくことになる。併せて、定例職員会の中でも研修を取り入れるほか、職員としての心構えや全国の取組事例、貸館の事務の取扱いなど、早い時期に実施していきたい。</p> <p>給与については、新規の場合154,600円からになる。会計年度任用職員の制度は、1会計年度の任用となるが、再度の任用となれば、給料は年々上がっていくことになる。指定管理になれば、地域振興一括交付金に給与相当額を加算して交付することになるが、その時点での職員の給与額に応じてそれぞれ交付をしていくので、市に準じる形で、給料額が上がれば交付金も上げていくということで考えている。</p>
事務局	<p>職員の異動について、4年後、地域で雇用する場合に、今回雇用した職員が地域の任用職員として担っていただけるような対応をお願いしたいということで進めているので、現時点では、会計年度任用職員の異動は考えていない。</p>
事務局	<p>センター職員の中から代表者を決めて手当を支給することについて、直営の間は、そのような加算はできないが、指定管理移行後は、自治会の総額予算の中から、そのような手当を支給していただくことは可能であると考えている。</p> <p>また、定例職員会に毎回センター職員の代表者が出席することになると、その職員だけに負担が生じていけないので、例えば、職員会の様子をリモートでも聞けるような方法を取り入れていく方向で検討していきたいと考えている。</p>
自治会長	<p>引継事務について、正規職員の主事が配置されているセンターでは引継事務がある程度、円滑に進むかもしれないが、再任用職員のセンターには、週に何回か、自治会の意向にもよるが、引継事務が円滑に進むような体制、例えば、その再任用職員が来年度から来なくなる場合など、別途、引継体制を考えていただくことをお願いしたい。</p>
事務局	<p>引継する者がいなくなった場合など、そのような時には地域自治担当課の職員、又は経験した職員等が相談に応じたり、センターに出向いたりするなど、市もバックアップをさせていただきたい。</p>
公民館長	<p>地域の代表者が自治会長、コミュニティセンターはセンター長、また、会計年度任用職員が2.5人という形になっているが、1人が3足のわらじを履くこともできるのか。</p>



事務局	<p>自治会長とセンター長、そして、センター職員をお一人が全てを兼ねるということについては可能である。</p>
分館長	<p>西予市が令和5年度から始めたということで、西予市と同様のやり方になるのかを伺いたい。</p> <p>自治会と公民館組織が統合するのはやむを得ないが、現在、配置されている市の職員の公民館主事を引き続き配置していただければ、様々な問題が解決するのではないかと。今更ではあるが、地域任用職員3人だけでなく、市の職員1人は配置してほしいのが本心である。</p> <p>この再編方針（案）は、市の職員を引き揚げるための策にしか見えない。また、市の職員を退職した者を再任用職員として雇う職場としての考えに見えていけないがその点はどうなのか。</p>
事務局	<p>現在、自治会組織の中に専任の職員がいない、地域の方々がボランティアで様々な業務を担われている中で、公民館主事が地域自治担当として自治会の支援をし、実質的には会計などの業務を担っているのが現状でこれも致し方ない。ただ、それがなぜ地域の方でできないかと申し上げれば、地域に自治会の専任で業務を担う方がいないからという考えのもと、地域で雇用をしていただいて、自治会、いわゆる地域活動できる人材を必要に応じて設置させていただくことが始まりである。当然、職員がいなくなる不安は分かっているので、不安を払拭できるよう市職員がチームを組んで、週に1回、2回程度は巡回することも考えている。</p> <p>決して退職した職員が行く職場ということでは考えていない。今後、市としての支援体制を構築し、一緒に歩いていく方法を考えていきたい。</p>
分館長	<p>新たに会計年度任用職員として雇われた職員が協力して担っていくのであれば、各種の証明書発行等をなぜ止めるのか。やはり市の職員の立場がないとできないのではないかと。いろいろ個人情報等があるから、市の職員を配置していただければ、様々なことが解決できる。その会計年度任用職員は証明書の発行ができないのか。</p>
事務局	<p>直営の間、会計年度任用職員で対応できるが、今の意見としては、4年後の指定管理者制度に移行した後にそのようなことができないかとの意見だが、コンビニのない地区からも意見をいただいているので、センターの窓口で対応できる方法を検討している。指定管理のモデル事業を受ける地区があれば、そこで実証をし、その成果をもって、皆様にお示しをしたい。その上で、最終的に指定管理者制度を導入するかどうかの意見を伺いたいと考えているので、その点については安心していただきたい。</p>
分館長	<p>移行2年目、3年目で市の職員がいなくても各種証明書が発行できるのであれば、4年目以降も発行できるのではないかと。</p>
事務局	<p>移行2年目、3年目の会計年度任用職員は、市の職員になるので、正規職員でなくても証明書発行業務の対応ができるということである。</p>
分館長	<p>指定管理になると、会計年度任用職員がいなくなり、地域任用職</p>

	員のみになるということだが、地域で確保できない場合は、どうするのか。
事務局	今回、募集しようとする会計年度任用職員は、最終的に4年後も引き続き、地域で雇用していただきたいというのが市としての希望である。従って、指定管理への移行がそのまま円滑にできるようにというのがこの直営の3年間であり、移行後、証明書発行業務ができない部分に関しては、窓口での申請、取次ぎをして、後日、自宅に郵送されるシステムや、自宅に伺って証明書を発行するような仕組みを考えている。
公民館長	指定管理者制度の導入には反対する。
事務局	今の意見、地区説明会でも伺っている。先ほどから申し上げているように、モデル的に実証をし、実際の成果など、市としてはお示しをする必要がある。その上で、納得していただけないのであれば、無理に指定管理をお願いすることには絶対にならない。自治会が納得していただいた上で、指定管理を受けていただくような仕組みをつくっていききたいので、協議をお願いしたい。
公民館長	それぞれのセンターで職員3人と説明されたが、30のセンターがあると90人を確保しないといけないが、この90人は確保ができるのか。当地区では3,000人いるが、河辺地区だと500人程度、肱川地区では5自治会あって2,000人程度、そのような地区で果たして3人確保できるのか。一つの自治会だから平等に3人ということかもしれないが、3人募集して1人の応募だった場合、小さい自治会でも加算100万円を交付するのが疑問である。 また、地元説明会でも聞いたが、もし不祥事が起きた時はどこが責任を持つのかと質問したら、絶対に起こらないと回答があったが、絶対に起こらないのであれば、市が責任を持っていただきたい。自治会長やセンター長が責任を持つということなら、例えば、地域の任用職員が10年の間で200万円を横領したことが分かった時に誰が責任を持つのか。自治会の職員だから自治会が責任を持つと言われても、月に3万円程度の報酬のセンター長が自分の会社でもないのに、責任を持つと言われても持てるわけがない。こんな責任の重いことを次の方にはお願いできない。自治会長になった途端に横領が発覚したら、その会長が責任を持つのか、それを考えると受けてくれる人はいないし、自分もやりたくない。指定管理になれば、お金の管理をはじめ、給料も運営する3人の職員が組んで、給料を決めたり、残業代をごまかしたりできる。このようなことは当たり前前に起きるのではないかと思うが、その場合の責任の所在をお聞きしたい。
事務局	大きい自治会と小さい自治会がそれぞれある中で、同じ人数での自治会運営とすることについて、人が多いことで労力が増えることもあると同時に、人数が少なくても同じように自治会活動として担っていただかなければならない部分もあるので、等しく人を配置することにしている。従って、このことについては、令和6年4月か

	<p>ら導入する中で、実態等も含めて検証しながら次の段階に進めていきたいと考えている。</p> <p>不祥事についての不安について、絶対に起こらないという約束をすることはできないが、起こさせない体制づくりとして、適正な会計処理が行える指導や監査体制の確保、実地検査の実施ということを考えている。どの程度の頻度で実施するかなど具体的に詰められていないが、そのような体制を構築していきたいと考えている。現時点で具体的なことは申し上げられないが、市としては皆様の不安が払拭できるように今後努めていくので、理解をいただきたい。</p>
公民館長	<p>最終的に起こった場合の責任は、誰に持たす考えかということをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>会計の中には、自治会で管理されているお金、公民館としての市のお金がある。従って、自治会のお金については、自治会が責任を持って管理していただくものである。直営の3年間は、各センターに配置される会計年度任用職員は、市の職員としての身分となるので、市の責任になるが、それぞれの内容に応じて対応が変わってくる。</p>
公民館長	<p>最終的に誰が責任を持つのかの答えになっていない気がする。結局、不正を起こした職員が返済できないとなったら、自治会長が返済しろということを考えているということでもいいのか。</p>
事務局	<p>責任問題になるとそのような議論にどうしてもなる。損失は誰の責任という言い方については、市としては、誰それという答えが難しいところであるが、当然、使い込み等をした個人に責任がいくが、その監督責任という部分でいけば、自治会ということになってしまう。市としては、会計処理を1人で担うことがないような仕組みづくりが第一前提だと考えている。更には、準公金システムでは、お金の動きが確認できるようにしている。そのような中で、週に何回行けるかは分からないが、自治会に赴き、支出に対する領収の確認など事細かに検査をさせていただきたい。それでも不安があるようであれば、ある程度の日数をかけて何うこともできるので、そのような不祥事を防いでいくというのが市の考え方であることを理解いただきたい。</p>
分館長	<p>指定管理の体制になってからは、コミュニティセンターの地域任用職員を各地域で採用していくことになるが、地域で人材が確保できない時には、市としては、どのように考えられているのか。</p>
事務局	<p>指定管理になれば、自治会で雇用していただく形になるが、採用までの手続きの流れを市で雛形を作成し提供させていただきたい。その中で職員が確保できないということがあれば、例えば、市の人材バンクのようところで確保している人材を紹介するという形をとっていきたいと考えているので、必要に応じて相談をいただきたい。</p>
事務局	<p>その他に特にないようなので、ここで、地域自治組織再編方針の取りまとめにつき、事務局の復興支援課から発言をさせていただきたい。</p>

事務局	<p>地域自治組織再編方針の取りまとめに当たっては、5月から先月9月にかけて、地元説明会を開催していただき、検討協議に協力いただいたことについて、この場を借りて改めてお礼申し上げます。</p> <p>地元説明会においては、引き続き関係部署間での協議検討が必要な項目もあったが、コミュニティセンター化をはじめ、再編方針の基本的な部分、その方向性については、本日も多くの意見はあったが、それぞれ関係者の皆様にはそれぞれ思いがあるものの、その地域の大きなくくりである総意としては、概ね理解をいただいたものと考えている。</p> <p>市としては、本日の意見等も踏まえ、この再編方針に基づき、今後、来年4月からの地域自治組織の再編、コミュニティセンター化に向けて、皆様とともに準備を進めていきたい。なお、今後においても解決しなければならない課題もあり、それ以外にも実際にコミュニティセンターとして、令和6年4月から活動を開始して以降も、これまで気がつかなかった課題が出てくることもある。引き続き、関係者の皆様からの意見を伺いながら、状況に応じて相談をし、場合によっては、制度の見直しも行いながら、皆様とともにそれぞれの地域にふさわしい仕組みづくりをさせていただきたいと考えているので、何卒理解を賜りたい。</p> <p>なお、意見の中でも指定管理者制度移行への不安等の発言があったが、資料にも記載のとおり、移行4年目からの指定管理の制度というものは、目標ということで掲げているものである。従って、モデル地区における導入成果等を皆様とともに情報共有しながら、関係者の皆様の意向を踏まえて、移行時期等も併せて調整するということにしているので、決して、皆様が不安である中で、反対の意見がある中で、強制的に令和9年度から指定管理者制度を導入することは決してないので、その点については安心いただきたい。</p> <p>それでは、来年の4月に向けて、準備を進めていかなければいけないので、ここで、今回お示ししている再編方針（案）について、皆様にお諮りをさせていただきたい。来年、令和6年4月から再編方針（案）に基づいて、今後、取組を進めていくことについて、賛同をいただきたい。賛同いただける皆様におかれては、拍手で示しいただきたい。</p> <p><b>【拍手多数】</b></p> <p>何度も申し上げますが、皆様の中のいろいろな思い、不安な気持ちというのは、本日の会議でも十分認識したので、その点については、情報共有しながら今後も一緒に汗をかいて進めていくので、よろしくお願ひしたい。それでは、賛同いただいたものとして、再編方針（案）としているが、これを再編方針として決定をさせていただき、今後必要となる事務手続きを進めさせていただきたい。</p> <p>関係者の皆様におかれては、今後も引き続き、協力いただくようお願い申し上げます。</p>
4 閉会	